

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

当法人では、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定しています。

区 分	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
介護医療院	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅱ
(介護予防)短期入所療養介護	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅱ
(介護予防)通所リハビリテーション	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ

<キャリアパス要件>

区 分	基 準	取 組 内 容
要件Ⅰ	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。 ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	・就業規則、給与規程において、職位、職責、職務内容及び賃金体系を定めている。また、書面で職員に周知している。
要件Ⅱ	・介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	・介護事故予防委員会、感染予防委員会、身体拘束適正化・虐待防止委員会、褥瘡予防委員会において研修計画を作成し、研修を行っている。 ・研修等を受講する場合は、出勤扱い、勤務シフトの変更、オンライン環境の整備等により資格取得のための支援を行っている。
要件Ⅲ	・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	・目標管理・勤務評価制度に基づき職員の評価を行い、定期昇給を行っている。

<職場環境等の要件>

区 分	取 組 内 容
入職促進に向けた取組	・法人や施設の経営理念やケア方針・人材育成方針を定めるとともに、毎年度事業計画を作成し、この計画に基づき事業を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や喀痰吸引、認知症ケアなど専門性の高い技術の習得を目指す職員に対し研修の受講支援を行っている。 ・エルダー・メンター制度を導入し、介護支援担当が資質の向上やキャリアアップの支援を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	・就業規則で、正職員、嘱託職員、再雇用職員、パートタイム職員の位置づけを明確にし、職員の両立支援・多様な働き方の推進を行っている。また、パートタイム職員が正職員又は嘱託職員を希望する場合は登用制度がある。
腰痛を含む心身の健康管理	・健康診断を年1回行うとともに、ストレスチェックを行い、面談が必要な職員に対して医師との面談を行っている。また、職員のための休憩室を設置している。
生産性向上のための業務改善の取組	・眠りSCANや介護システム、タブレット等を導入し、業務量の縮減を行っている。 ・ヒヤリハット、インシデント、アクシデント報告に基づき業務マニュアルの見直しを定期的に行い、作業の負担軽減を行っている。
やりがい・働きがいの醸成	・職場内のミーティング、申し送りを行い入所者状態等の情報共有を行うとともに、職員との面談により職場環境や業務の改善に取り組んでいる。